平成２９年（フ）第１５１４号
さいたま市見沼区春岡２丁目39番地３　サングリーン大地203
債務者　渡邊　信行
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５７５号
栃木県宇都宮市若草４丁目26番９号
債務者　植木　妙子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６８５号
埼玉県八潮市大字伊勢野93番地12
債務者　奥山　　彩（旧姓押元）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６９２号
埼玉県草加市谷塚町1760番地９　レジデンス谷塚102号
債務者　鳥羽　香織
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
千葉県旭市新町1108―10　石橋アパート新町１号棟、住民票上の住所千葉県旭市鏑木2144番地
債務者　**荒**井　正子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７５２号
愛知県知多市新知字仲田49番地の１　ウィステリア106
債務者　尾関　弥生
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１号
山形県鶴岡市陽光町15番４号
債務者　齋藤　繭子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第５１号
山形県鶴岡市千石町14番７－２号　４号棟、前住所山形県鶴岡市井岡甲104番地
債務者　小野　　淳
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１６２号
群馬県館林市赤土町88番地の２
債務者　大塚　正雄
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１０５０号
京都府木津川市州見台７丁目16番地７　レオパレス健203号
債務者　鹿谷　公子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９６号
京都市伏見区深草大亀谷大山町21番地１　コーポラス松井201号室
債務者　松山　洋子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０４号
京都市山科区竹鼻サイカシ町13番地21　ハイツ山科101、前住所京都市山科区小山小川町28番地10　シュエット小川　203号室
債務者　西村　愛美（旧姓上前）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１５号
京都市中京区西ノ京冷泉町41番地
債務者　柴原　葉子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２６号
京都市南区久世川原町181番地１　第22長栄エバグリーン桂川308号
債務者　大本重男こと　徐　　利龍
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４７号
京都市山科区栗栖野中臣町１番地　勧修寺第一市営住宅６棟302号
債務者　大島　英明
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
香川県観音寺市大野原町花稲471番地９
債務者　合田　　優（旧姓武内）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第４４００号
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―306号、前住所札幌市清田区平岡５条４丁目３番25号　コーポ八栄Ⅱ―101号
債務者　髙橋美津代（旧姓生田）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５４６号
大阪市東淀川区豊里１丁目９番１―404号
債務者　宮本照美こと　金　　照美
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで大阪地方裁判所第６民事部